

同時市場の制度に関する論点について③

(入札・電源運用、約定)

2025年5月20日

資源エネルギー庁・電力広域的運営推進機関

本日の議論

- 前回は、同時市場の制度に関する論点のうち、自己計画電源の入札方法、制約の考え方等、主に入札に関する論点について御議論をいただいた。
- 本日は、再生可能エネルギー電源の入札方法に関する論点と、約定に関する論点について御議論いただきたい。

(参考) 検討予定の論点

- 今回は、入札及び約定に関する論点を取り扱う。なお、下表は前回提示したものを一部修正している。

1	週間運用に関する論点	起動時間が長い電源の起動の仕組みの検討	第15回	
2	前日市場・ 時間前市場 に関する論 点	市場制度	開催時間、参加資格、取引単位等 時間前市場の開催回数、開催タイミング	第15回
		入札	売り入札の論点（入札義務、自己計画電源、運転パラメータ、 再エネ電源の入札方法 ） 買い入札の論点（地点特定の要否、入札義務） 時間前市場の入札対象 時間前市場における ΔkW の取引の有無 入札内容の変更の時間的・内容的限界	第15回 第16回
		約定	電源約定における小売・TSO想定需要の扱い方	第16回
		価格算定・ 精算	kWh価格：系統混雑発生時の市場価格の算定方法 ΔkW 価格：価格算定方法、シングルプライス化の是非 精算の考え方（kWh、 ΔkW ） アップリフト：対象費用、算定方法、負担方法	
		3	実需給に関する論点	調整力kWh価格の算定方法 インバランス料金の算定方法

1. 再生可能エネルギー電源の入札方法

2. 電源約定における小売・TSO想定需要の扱い方

本検討会で提示された論点及び検討状況

- 第14回検討会では、発電事業者の売り入札に関する論点の一つとして、火力電源以外の入札方法等について、入札・登録情報としてどのような情報を求めるか等についての検討が必要とされた。これを踏まえ、前回検討会では、主に変動性再生エネルギー電源の入札方法について、技術的な観点も踏まえた一定の整理が行われた。

論点④：火力電源以外の入札方法等

課題

- 火力電源以外の入札方法**：本検討会では、これまで、主に火力電源を念頭において入札方法等の検討を行ってきた。このため、再生可能エネルギー電源等、火力電源以外の入札方法等についても、検討を行っておく必要があると考えられる。
- 相対契約で調達した電力の余剰等**：小売電気事業者等が相対契約で調達した電力に余剰が生じた場合など、小売電気事業者が同時市場において売り入札を行うことも考えられる。このような場合の入札方法についても検討が必要。

検討の方向性

- 火力電源以外の入札方法**：例えば、再生可能エネルギー電源やDR等の入札・登録情報としてどのような情報を求めるか。この点について、北米の市場では、Three-Part 情報のうち、増分費用や起動費の一部が適用されるとされており、海外の事例も参考にしつつ、検討を進めてはどうか。
- 相対契約で調達した電力の余剰等**：小売電気事業者が相対契約で調達した電力に余剰が出た場合には、基本的には、量と価格を登録する入札（通常は最低価格等での成行売り等）を行うことになるか。

21

第14回同時市場の在り方等に関する検討会（2025年3月24日）資料3から抜粋

まとめ

52

- 今回、現行制度における変動性再生エネルギー電源の取扱いと昨今顕在化し始めている課題等を踏まえつつ、同時市場において変動性再生エネルギー電源を取扱う仕組み、ならびにその場合の入札・精算の方法・課題について整理を行った。

【同時市場ロジック（SCUC）を活用した仕組み】

- FIT電源等であれば自発的な入札を、FIT電源①③に関しては、TSOからの最新の計画配分（再々通知）に基づき、買取義務者が入札（あるいは計画見直し）を行うことで、現行制度における課題解決ならびに効率的な市場取引と需給運用（三次②必要量低減・再生エネルギー制御量最小化）が可能になる

【変動性再生エネルギー電源の入札方法】

- FIT電源①③について、買取義務者の入札はエリア単位で行い、限界費用のみ最低価格（起動費・最低出力費用はゼロ）で入札することが考えられる（ロジック内でTSOが把握する係数に合わせて分配）
- FIT電源等について、必要に応じてThree-Part情報のうち、起動費・最低出力費用の項目活用や、ノード単位・エリア単位の入札は選択可能とすることが考えられる
- 前日以降に再生エネルギー出力予測が上振れ・下振れした場合は、入札情報のうち発電量を更新することで対応できるが、このうちFIT電源等は事業者の予測更新の都度、FIT電源③は最新の計画配分（再々通知）の都度とすることが考えられる一方、FIT電源①の取扱いについては、買取義務者（小売）に対するインセンティブが、直接的には存在しないことを考えると、どのように取り扱うかが課題となる

【変動性再生エネルギー電源の精算方法】

- FIT電源①③に関し、TSOからの最新の計画配分（再々通知）に基づき都度入札（あるいは計画見直し）を行うのであれば、回避可能費用を「前日および全時間前同時市場価格の加重平均」としてインバランス精算を行うことにより、買取義務者の収支を±0にする方向性が考えられる

第15回同時市場の在り方等に関する検討会（2025年4月22日）資料6-1から抜粋

変動性再生電源の入札方法

- 前回の整理を踏まえ、変動性再生電源については、入札の枠組みとしては、原則としては、火力電源と同様、**Three-Part 情報及び運転パラメータ等の電源情報（地点情報を含む）**を登録することとし、不要な項目については空欄又は零と登録することでよいのではないかと（※）。

※ 登録するThree-Part 情報については、燃料費等は観念されないものの、例えば、風力発電等において、所内消費電力費用等を起動費として登録することなどが考えられる。

変動性再生電源の入札方法（Three-Part情報の取扱い）

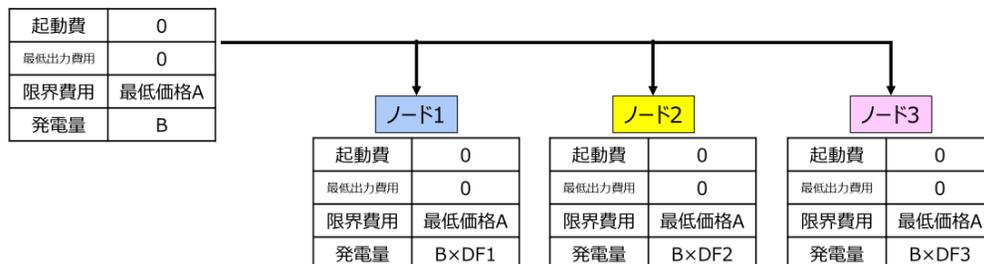
37

- FIT電源①③については、現状もスポット取引の際は、最低入札価格（0.01円/kWh）で入札していることから、同時市場においても限界費用のみ最低価格（起動費・最低出力費用はゼロ）で入札することが考えられる。
- また、同時市場ロジック（SCUC）は系統制約を考慮することから、計算処理上はノード単位の売り入札が必要になる一方、買取義務者（特に特例①の小売）がノード単位で入札することは現実的ではないことから、現行同様、買取義務者の入札はエリア単位で行い、ロジック内でTSOが把握する係数に合わせて分配する方法が妥当か。
- FIP電源等についても、基本的には上記と同じ方法にすることも一案だが、必要に応じてThree-Part情報のうち、起動費・最低出力費用の項目活用や、ノード単位・エリア単位※の入札は選択可能とすることも考えられる。

※ エリア単位で入札する場合、どのノードに分配するか、予めTSOと協議（申し合わせ）しておくことが必要か。

【変動性再生電源の入札方法イメージ（下図はFIT電源①③の例）】

FIT電源①③の入札（エリア単位）



・DF1～DF3は各ノードの分配係数（Distribution Factor）、FIT設備量に応じて予めTSOが設定しておく方法等が考えられる。

- また、変動性再生電源の入札等に当たっては、中間取りまとめの整理のとおり、基本的には、発電事業者等が、自社で発電量を予測した上で、**予測した出力量を市場に入札・登録**することが原則となる。さらに、時間前市場においても、その時点の出力予測に応じ、発電量を適切に更新することが望ましい。
- ただし、FIT電源①・③については、現在の制度を前提とすると、配分された計画値を出力量として入札することになる。また、買取義務者が地点を特定して売り入札を行うことは現実的ではないことから、エリア単位で売り入札することになると考えられる。

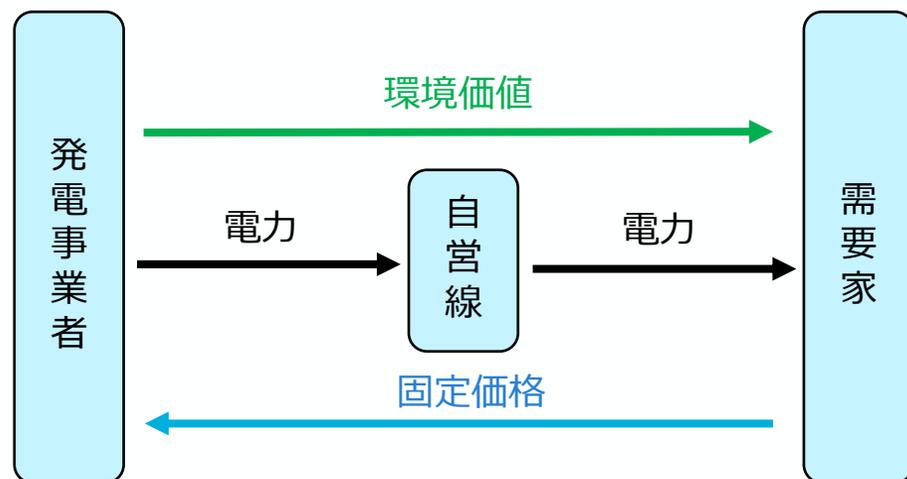
(補論) コーポレートPPAの取扱い

- 第14回検討会では、火力電源以外の入札方法に関し、以下の意見があった。
 - 再エネ電源については、市場で販売していくものと、コーポレートPPAのように相対契約が紐付くものが存在する。最近では、コーポレートPPAの案件が急速に増えていると認識しており、コーポレートPPAについても、論点①（自己計画電源の入札方法）や論点②（自己計画電源入札が制限される場合の考え方）との関係が問題となると考えられる。このため、それらの論点に関して、コーポレートPPAの取扱いが一目で分かるように整理をしてほしい。
- 上記意見のとおり、コーポレートPPAも電力の相対契約の一つであり、コーポレートPPAの取扱いについては、**相対契約が紐付く電源**の入札・登録に関する整理と**基本的に同様**と考えてよいのではないかと。
 - 発電事業者は、対象電源を自己計画電源として取り扱うことが可能。コーポレートPPAの場合、基本的には、発電事業者が出力量を予測し、**自己計画電源として入札又は登録**することが想定される。
 - 自己計画電源についても、安定供給の観点から、需給バランス制約や系統制約に基づき、一定の場合には出力制御が行われるものであり、コーポレートPPAの場合にも適用される。もっとも、再エネ電源については、原則として、火力電源を抑制してもなお需給バランス等の維持が不可能な場合に出力制御の対象となる（※前回検討会において、自己計画電源の制限の発動条件について、「市場計画電源を調整してもなお再エネ出力制御等が生じる場合」としていた点は、「**再エネ電源を除く**市場計画電源を調整してもなお……」と修正）。
 - また、コーポレートPPAについて、同時市場に入札し、市場経由で電力を受け渡す場合の**電源構成の表示**の考え方については、同時市場の導入時に検討することとなるが、基本的には、現在の連系線を利用した相対契約の場合（間接オークションの場合。後記参照）と同じとし、今後議論の進捗があった場合には適切に反映させることでよいのではないかと。

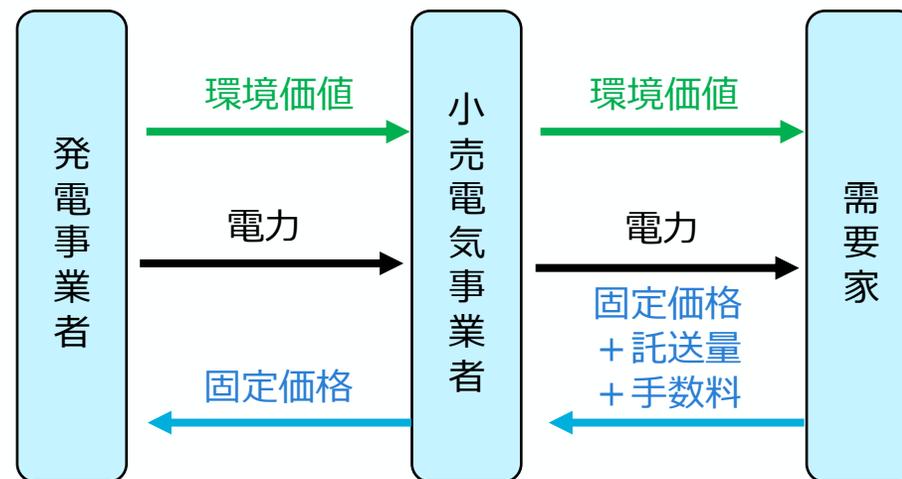
(参考) コーポレートPPAについて

- コーポレートPPAとは、一般に、企業等の需要家が、特定の発電設備を対象に、再生可能エネルギー電源等の電力を長期契約で購入する調達方法をいう。
- コーポレートPPAは、発電事業者が需要家の敷地内に発電設備を設置し、自営線を用いて電力を供給するオンサイトPPAと、需要家から離れた場所に発電設備を設置し送配電網を経由して電力を供給するオフサイトPPAに分類される。オンサイトPPAは需要家の敷地内で取引が完結していることから、本資料ではオフサイトPPAを想定して検討を行った。

【オンサイトPPA】



【オフサイトPPA】



(補論) コーポレートPPAの取扱い (続き)

論点	コーポレートPPA	火力発電等の相対契約
① 自己計画電源の入札方法 (市場入札を必須とするか)	<ul style="list-style-type: none"> 右に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 安定供給上必要な場合には公平に制約に服することを前提に、市場入札を必須としない 相対契約が紐付く自己計画電源として市場外で取引する場合、相対契約の供給予定量に基づいて行う
② 自己計画電源入札が制限される場合の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 制限が発動される場合については同右 制限が発動された場合、再エネ電源であることから、火力発電等よりも抑制順は後とされる (火力発電の自己計画電源・市場計画電源を調整してもなお下げ調整力等が不足する場合に出力制御) 	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ電源を除く市場計画電源を調整してもなお再エネ出力抑制・下げ調整力不足等の事態に至る場合に、制限を発動 制限が発動された場合には、自己計画電源・市場計画電源の区別なく、長期固定電源等を除きメリットオーダーで出力配分
※ 電源構成表示の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 間接オークションに準じた整理 (下記参照) か 	-

● 電力の小売営業に関する指針 (平成28年1月制定、令和7年3月31日最終改定、経済産業省) (抄)

(※) 間接オークションを用いた調達の場合

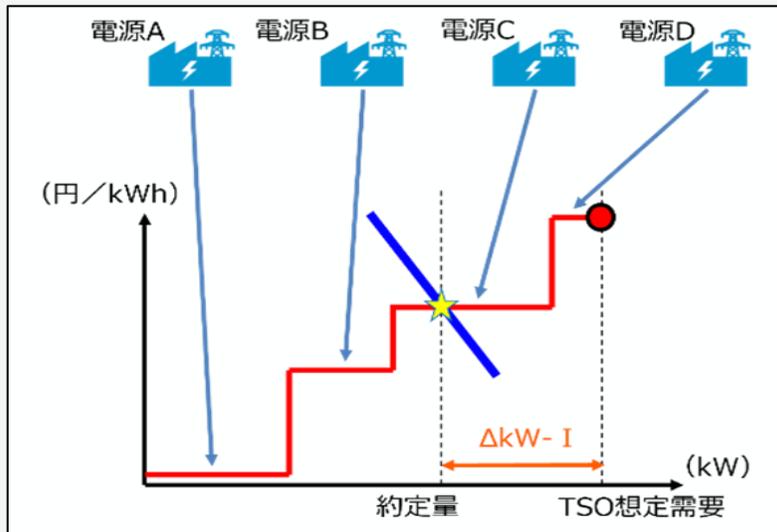
小売電気事業者が、連系線を利用して電気を調達するために、日本卸電力取引所を介して電気を取引する場合、当該電気は日本卸電力取引所から調達した電気に該当する。しかし、小売電気事業者が連系線を利用して他の事業者から調達する電気につき、(ア) 売入札側の事業者との間で**電源構成等を特定した契約**を締結し、かつ、(イ) 日本卸電力取引所において**同一の30分の時間帯に当該小売電気事業者及び売入札側の事業者が入札し約定した電気の総量が当該契約に基づいて調達されたとする電力量以上であるときは**、小売電気事業者は、その調達した電気を**当該契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分**しても問題とならない。

1. 再生可能エネルギー電源の入札方法

2. 電源約定における小売・TSO想定需要の扱い方

論点の所在

- 同時市場は、市場外で取引される自己計画電源を含め、原則として全ての電源の情報や、想定需要に基づいて SCUC・SCEDを行い、安定供給の要請に従い最適な電源態勢を決定する。発電BGは、同時市場の約定結果を踏まえて発電計画を作成し、電源運用を行う。
- 上記について、本検討会の前身の作業部会では、実需給の前日の時点において**安定的な電源起動**を確保する観点から、入札需要が送配電事業者（TSO）の想定需要よりも少ない場合には、**TSO想定需要を基準として電源起動を行う**ことが合理的とされた。これを踏まえ、同時市場による**電源約定と市場価格算定**において、**入札需要とTSO想定需要をどのように取り扱うか**を検討する必要がある。



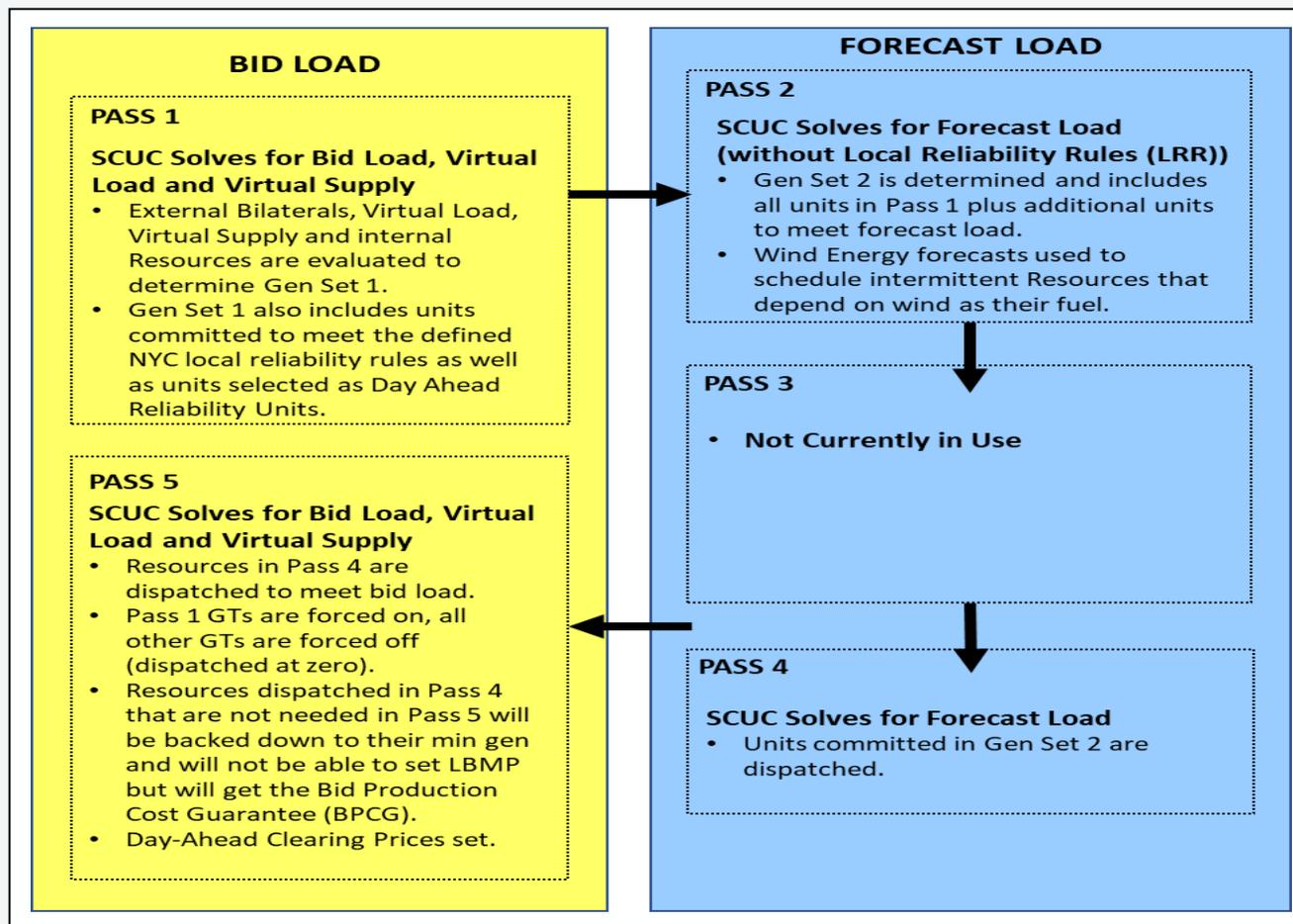
「あるべき卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の実現に向けた実務検討作業部会」取りまとめ（2023年4月25日）から抜粋

表 7 電源の起動判断に関する2つの案のメリット・デメリット

電源の起動判断	メリット	デメリット
TSO 予測需要基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 予測精度が小売電気事業者の需要計画に比べ、正確であるため、確実な電源の起動がなされ、安定的な電源運用に資する蓋然性が高い。 安定的 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自ら調達をせずともインバランス精算をすればよいという小売電気事業者が増加し、前日段階における小売電気事業者の調達インセンティブが阻害される可能性。 ⇒小売電気事業者が前日市場でヘッジを行うニーズを生むインバランス料金制度とすることが必要。(第3.7.6項のとおり、今後議論が必要。) ● 現行制度と比べて一般送配電事業者が確保する量が増加する可能性。 ⇒具体的な対応策は、第3.2.4項を参照
小売入札量基準	<ul style="list-style-type: none"> ● TSO 予測需要基準のデメリットが生じない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2024年度以降は、市場を通じた電源の確実な起動が必ずしも担保されない。⁴¹ ● 需給ひっ迫時において、小売電気事業者の入札量(予測需要)が大幅に下回ると、需給運用に深刻な影響が発生する懸念が存在。⁴³

(参考) NYISOの例

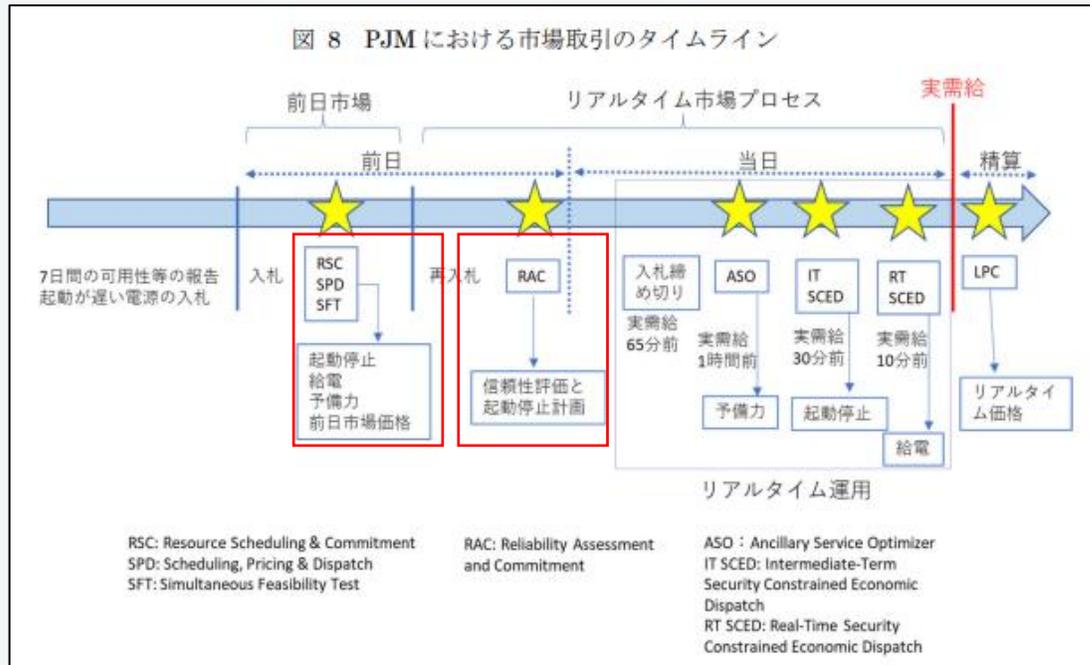
- NYISOでは、下図のとおり、**入札需要に基づくSCUC**（黄色のSCUC）、**ISO想定需要に基づくSCUC**（青色のSCUC）の後、**入札需要に基づくSCUCを再度実施**し、起動・出力配分の決定と市場価格の算定を行っている。



- パス1：**入札需要**とバーチャル需要・供給に基づくSCUCを行い、地域信頼性基準を満たすように電源態勢を決定する。
- パス2：パス1の電源に加え、**ISO想定需要**を満たすための**追加起動**を決定する。
- パス4：**ISO想定需要**に基づいて、パス2の電源態勢の出力配分を行う。
- パス5：パス4で確保された電源により**入札需要**を満たすように出力配分を行い、**市場価格を算定**する。パス4の電源でパス5で不要のものは、最低出力まで下げられ、市場価格を構成しないが、発電コストは保証される。

(参考) PJMの例

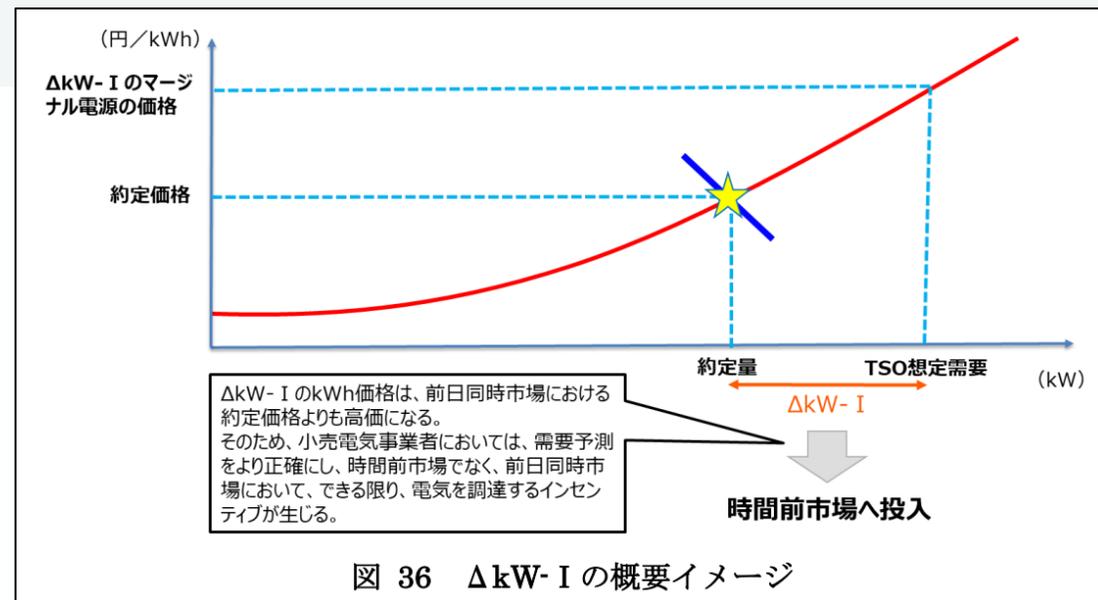
- PJMは、前日市場の**入札需要に基づくSCUC・ED**の後、リアルタイム市場の一部として、**ISO想定需要に基づくSCUC**を実施している模様。前日市場のSCUC・EDは、**PJM前日市場技術ソフトウェア**（PJM Day-ahead Energy Market Technical Software）により行われる。同ソフトウェアは、①**電源スケジューリング&コミットメント**（Resource Scheduling & Commitment：**RSC**）、②**スケジューリング、プライシング&ディスパッチ**（Scheduling, Pricing & Dispatch：**SPD**）、③**同時実現性テスト**（Simultaneous Feasibility Test：**SFT**）で構成される。
- **RSC**は、売り入札・買い入札の情報（**入札需要**）やPJMの信頼性リクワイアメント（PJM RTO reliability requirements）に基づき、個々の電源の運転制約や系統運用者が設定する一般的な系統制約に従い、翌日以降の48時間分の**起動停止計画**を作成する。



- **SPD**は、RSCが求めた起動停止計画を前提に、より詳細な制約条件に従い、時間ごとの**出力配分**を行うとともに、電力量と予備力の**市場価格を算定**する。
- **SFT**は、コンティンジェンシー・アナリシス（想定事故解析）を行って制約式を作成し、それをSPDに渡して、信頼性リクワイアメントが満たされるようにする。
- 前日市場後、信頼性アセスメント&コミットメント（**RAC**）が行われ、**翌日についてのISO想定需要が前日市場の約定量よりも大きい場合には、その差を埋めるように、追加的に電源起動**を決定する。追加起動分は**リアルタイム価格**での補償を受ける。

作業部会の整理について①

- 前記のとおり、作業部会では、前日市場で調達する電力の範囲として、小売想定需要よりもTSO想定需要の方が精度が高いという検証結果を踏まえ、**小売入札需要 < TSO想定需要**の場合には、**TSO想定需要を基準として電源起動**する案が合理的とした。また、**小売入札需要 > TSO想定需要**の場合には、市場で売切れを起こさないよう、**入札需要に基づき約定**させることとした。
- 作業部会では、上記の小売入札需要（約定量）とTSO想定需要の差分を $\Delta kW-I$ と呼ぶこととし、 $\Delta kW-I$ は、実需給においてkWhとして出力されるとは限らないとして、 **ΔkW として確保する**（並列のみ指示する）こととした。さらに、価格については、通常のkWh価格・ ΔkW 価格とは区別し、 $\Delta kW-I$ としての ΔkW 価格とkWh価格を算定するものとした。

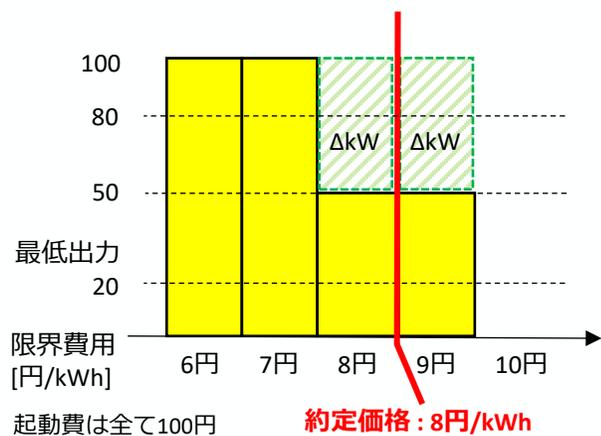


作業部会の整理について②

- 作業部会の整理を図示すると以下のとおり。SCUC②（TSO想定需要に基づくSCUC）の結果、起動が必要と判断された電源（10円/kWhの電源）には並列のみを指示し、追加起動の電源については、一般のkWh価格とΔkW価格とは区別して、ΔkW-IとしてのkWh価格とΔkW価格を算定し、精算することが想定されていた。
- なお、この場合、10円/kWhの電源についても追加起動に伴うkWhの出力が生じるが、発電計画には反映されない（発電計画に反映するためには他の電源の出力を下げる必要があり、改めてSCUC・SCEDを行う必要がある）。

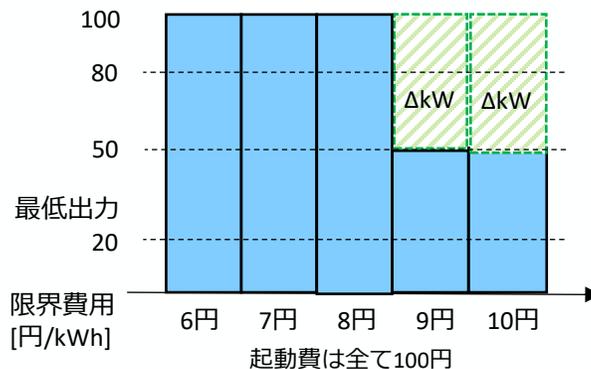
SCUC①

小売入札に基づく
市場約定需要：300
調整力必要量：100



SCUC②

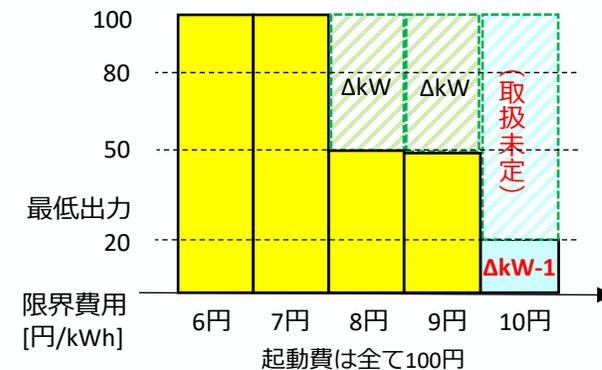
TSO想定需要：400
調整力必要量：100



SCUCを踏まえた電源態勢

市場約定需要：300
調整力確保量：100

ΔkW-I は並列指示のみ
(発電計画には反映されない)



作業部会の整理について③

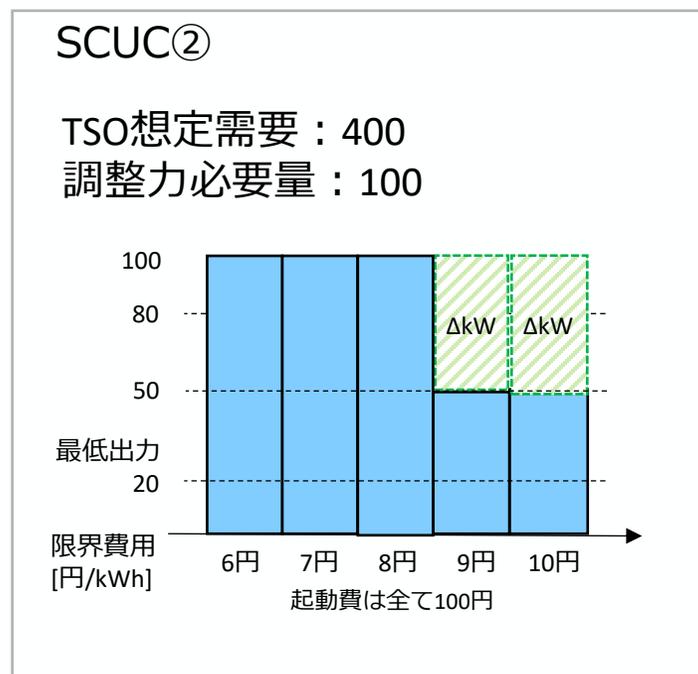
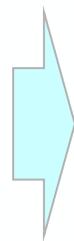
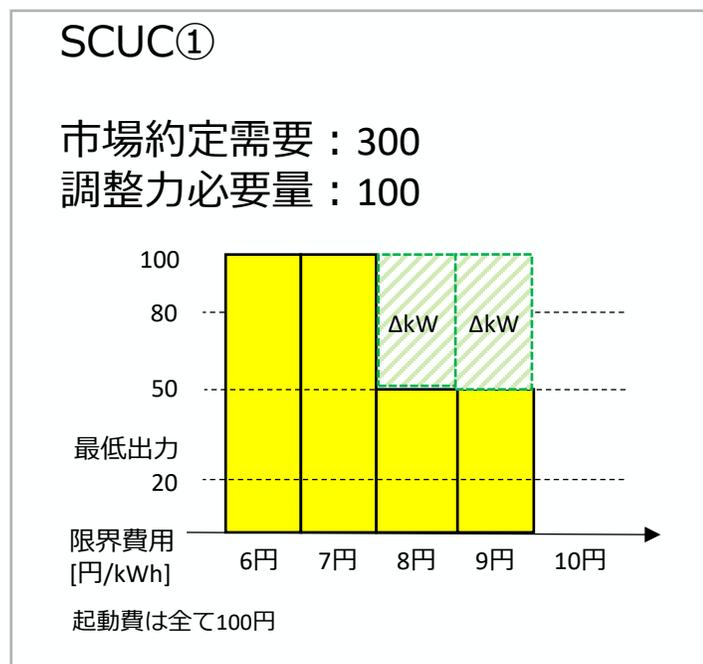
- 作業部会の整理は、電源の運用方法は明確であるが、 $\Delta kW-I$ として確保された電源の起動・出力が発電計画に反映されないこととなる。市場機能を活用して最適な電源態勢を決定し、BG計画に反映させるという同時市場の趣旨を踏まえると、この点は問題ではないか。
- また、 $\Delta kW-I$ について、通常の電源の市場価格とは別に ΔkW 価格と kWh 価格を算定する点も、本検討会においては時間前同時市場も導入する方針であることを考慮すると、処理が複雑化しすぎ、現実的ではないと考えられる。
- この点について、 $\Delta kW-I$ として追加起動された電源については、並列のみの指示であるから、前日市場では価格を考慮せず、起動・出力に要した費用を事後精算とする方法（現在の余力活用契約に基づく運用に近い運用とする案）も考えられるが、上記のとおり、市場機能を活用する観点からは望ましくないと考えられる。
- 発電事業者の観点からしても、自らの電源がたまたま通常の約定となるか $\Delta kW-I$ としての約定となるかによって、その後の運用方法や費用回収方法が変わることは望ましくないと考えられるのではないか。
- 以上のとおり、作業部会の整理については、基本となる考え方は維持しつつ、約定・精算方法については一部修正が必要と考えられる。

同時市場の約定・価格算定に求められる要素

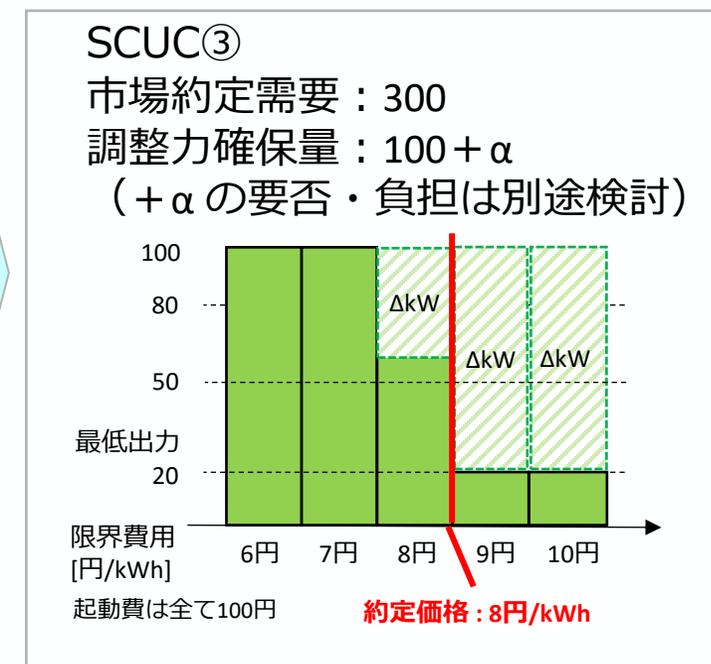
- 同時市場は、市場機能を活用して安定的かつ効率的な電源運用を行うことをその制度趣旨とするものであり、かつ、市場を通じて適正な費用回収が図られることも必要。その観点を踏まえると、約定・電源確保の方法については、①安定供給の観点から、想定需要を満たすために必要な電源起動が確保されること、②市場約定結果・実際の電源起動・発電計画が可能な限り一致すること、③追加起動された電源についても前日市場でkWh価格とΔkW価格が適切に認識されることの三つの要素を満たすことが重要と考えられる。
- この点を満たしうる方法としては、次の方法が考えられるのではないか。
 - ① 小売入札需要に基づくSCUCと、TSO想定需要に基づくSCUCを行い、起動電源を決定した上で、小売入札需要に基づくSCUC・SCEDを改めて行い（=小売入札需要に基づく出力配分を行い）、価格算定を行う方法。TSO想定需要に基づくSCUCの後に入札需要に基づくSCUCを再度行う点で、NYISOの方法に近い。
 - ② 小売入札需要に基づくSCUC・SCEDと、TSO想定需要に基づくSCUC・SCEDを並行的に行い、kWhの市場価格は小売入札需要に基づくSCUC・SCEDで決定し、実際の電源起動・出力配分は、エリアの周波数維持義務を負うTSOの想定需要に基づいて行う方法。小売入札需要とTSO想定需要の差分については、送配電事業者が前日市場においてkWhの取引をしたものとして精算を行う。入札需要に基づくSCUC・価格算定を行い、その後TSO想定需要に基づくSCUCを行って電源態勢を確定させる点で、PJMの方法に近い。

想定需要の取扱方法（案①）

- 案①は、SCUC①とSCUC②で決定された起動電源に、小売入札需要（市場約定需要）に基づいて出力量を配分する方法。SCUC①は、SCUC③の前提として、価格弾力性のある需要の入札に基づく市場約定需要を算出するために必要となる。この方法の場合、約定結果、実際の電源態勢、発電計画を一致させることが可能。
- なお、資料3-1のとおり、TSO想定需要<小売入札需要の場合もあるため、SCUC③では、単純にSCUC②の起動電源を前提とするのではなく、SCUC①とSCUC②の電源態勢を比較し、必要な電源を追加起動することも求められる。

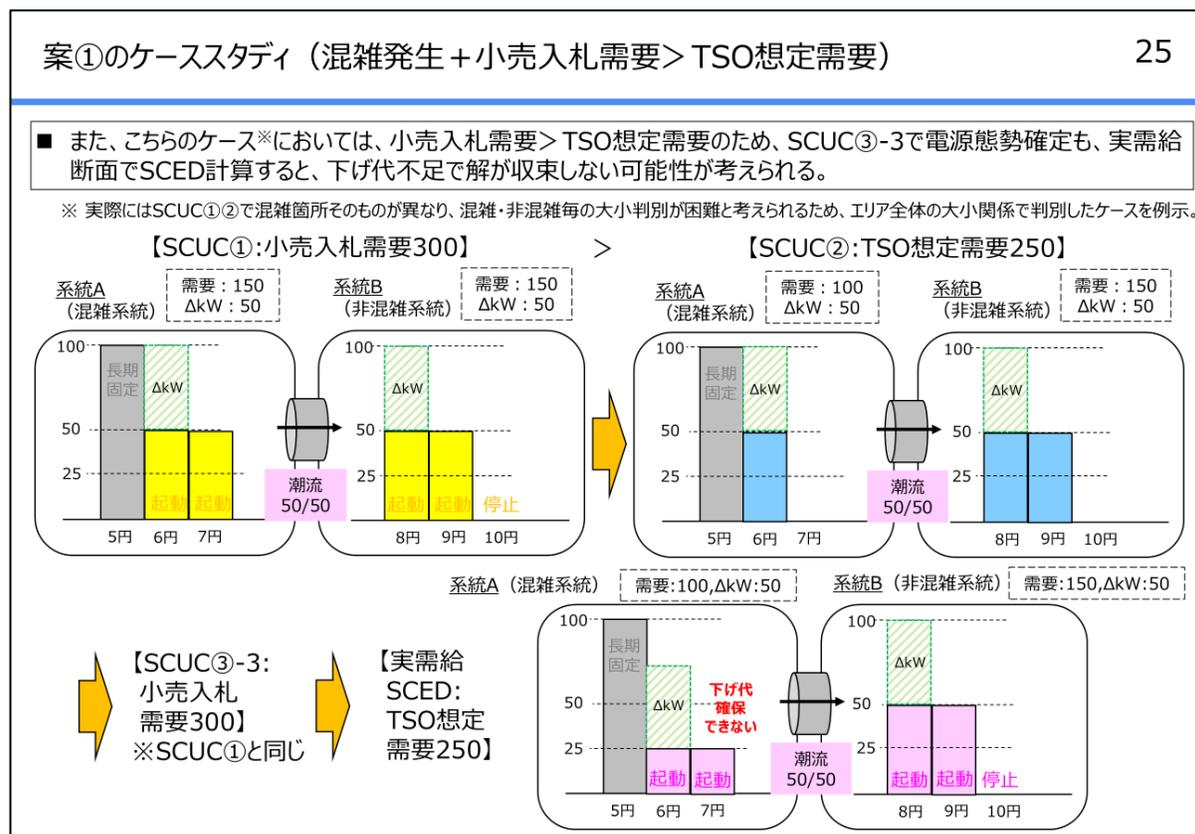


【価格算定、電源起動・出力配分、BG計画】



想定需要の取扱方法（案①の課題）

- 案①の場合、SCUC③で、SCUC①とSCUC②の両方の結果を踏まえ、適切に起動電源を確定させることが技術的に可能かどうかは検討が必要。また、両方の結果を踏まえて必要な電源を全て起動することとした場合、下記のように、少ない想定需要の方が正しかったときに、実需給時点のSCEDにおいて下げ調整力が不足する懸念が指摘されており、このような場合の処理方法についても検討が必要。



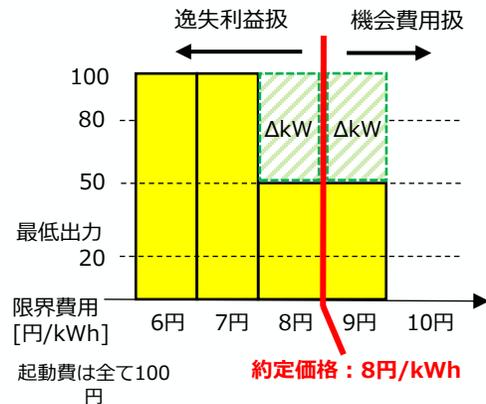
想定需要の取扱方法（案②）

- 案②は、価格算定を小売入札需要に基づくSCUCで行い、実際の電源態勢をTSO想定需要に基づくSCUCで決定することとし、黄色と青色の差分は送配電事業者が市場で売買したとみなす方法。入札需要とTSO需要の大小関係にかかわらず処理方針が一定であり、前日から実需給までの電源態勢の決定方法も簡明となる点がメリットか。
- 他方、送配電事業者が前日市場においてkWhの取引を常に行うこととなる点についてどのように考えられるか。

【価格算定】

SCUC①（黄色ロジック）

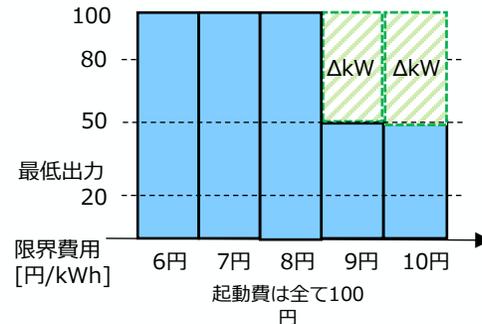
小売入札需要：300
調整力必要量：100



【電源起動・出力配分、BG計画】

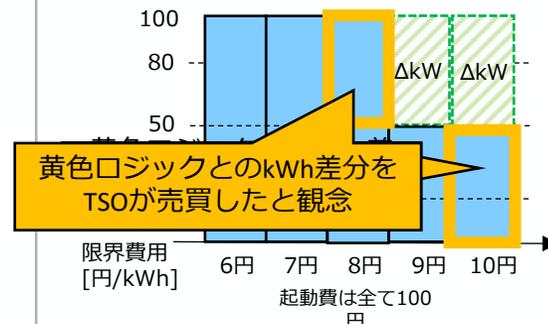
SCUC②（青色ロジック）

TSO想定需要：400
調整力必要量：100



実際の取り扱い（前日断面）

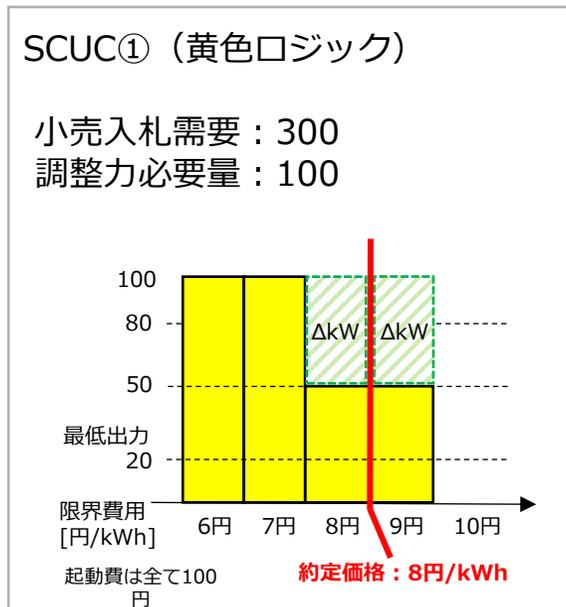
小売入札需要：300
TSO調達需要：100
調整力確保量：100
差分をkWhとして確保



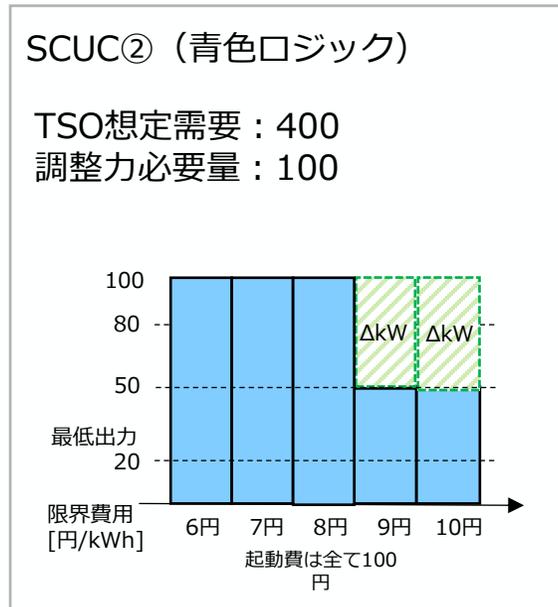
想定需要の取扱方法（案②の課題）

- 案②は、小売入札需要は市場価格算定のみにより用いられる結果となり、小売入札需要とTSO想定需要の乖離が大きい場合には、小売の買入札と実際に調達される電力量が大きく乖離し、小売の需要想定が安定供給の確保に果たす役割が曖昧になる懸念があるか。
- また、小売想定需要 < TSO想定需要の場合で、TSO想定需要が正確であったとすると、前日市場でTSO想定需要に基づき追加起動・出力された電源は、前日市場で調達されなければ、本来は、より価格が高い調整力kWhとして出力されたはずである。この場合、発電事業者にとっては、当該電源の収入は期待値よりも減少することになる。この点は、前日市場において、一般的な傾向として、小売想定需要 < TSO想定需要の関係が成り立つとすると、発電事業者にとって問題となるため、このような場合には、資料3-1のとおり、前日価格とインバランス価格の差額分を補填する仕組みを設けることも考えられるか。

【価格算定】

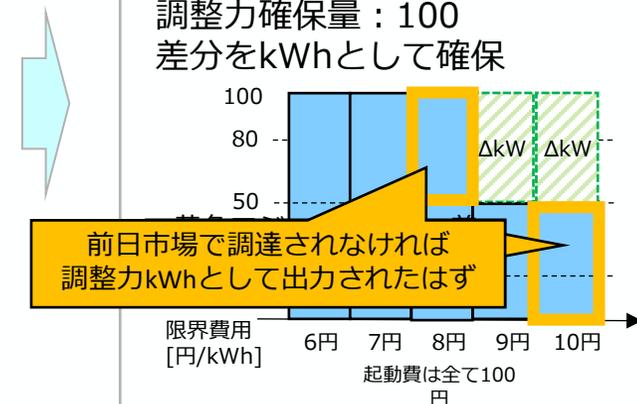


【電源起動・出力配分、BG計画】



実際の取り扱い（前日断面）

小売入札需要：300
TSO調達需要：100
調整力確保量：100
差分をkWhとして確保



検討の方向性

- 以上のとおり、案①については、主に技術的な点で課題があり、案②については、小売入札需要に基づく価格算定と実際の電源態勢との間で乖離が生じうる点や、送配電事業者が恒常的にkWhの取引主体とならざるを得ない点が課題となる。これらを踏まえて、案①と案②のいずれを採用するかにつき、どう考えるか。
- もっとも、いずれの案を採用するにせよ、同時市場の制度趣旨を踏まえると、①安定供給のために必要な電源起動が確保されること、②市場約定結果と実際の電源起動と発電計画が可能な限り一致すること、③追加起動された電源についても、前日市場でkWh価格と Δ kWh価格が適切に認識されることの3点が満たされることが重要と考えられる。そして、上記の2案は、いずれを採用したとしても、それらの点は満たしていると考えられるため、現時点では、案①と案②のいずれも採用可能な案として、実現性等につき検討を進めていくことも考えられるか。
- また、案①と案②のいずれについても、小売電気事業者の前日市場における入札需要（需要想定）が正確性を大きく欠く場合に問題が深刻化すると考えられる。このため、いずれを採用するとしても、小売電気事業者が前日市場において適切に買い入札を行う仕組みを検討すること（※）も必要か。
 - ※ インバランスはGC時点で判断されるため、インバランス回避の観点からは、前日市場で買い入札をする必要はない。他方、前日市場から実需給にかけて想定需要が増加していく場合、市場価格も上昇していくため、その点では前日市場で必要量を調達するインセンティブはあるが、それで十分と考えられるか。例えば、市場支配力を有する事業者が前日市場であえて買い入札量を減らした場合で、一定の要件を満たすときは、相場操縦に当たることを明確化する等の規律も考えられるか。